

令和元年10月18日

関係省庁担当局部長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令
の施行に当たっての留意事項について

令和元年台風第19号の被害の状況等に鑑み、一定の特例を認めるため、この度、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令(令和元年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第2号。別添)が公布・施行されましたが、犯罪への悪用を防止するため、所管する特定事業者に対し、必要に応じ下記の点を周知していただくようよろしくお取り計らい願います。

記

1 寄附金の振込に際しての取引時確認対象取引の特例(附則第8条第1項関係)

本規定は、令和元年台風第19号に係る寄附のために行われる現金送金であって、送金先口座が専ら寄附を受けるために開設されたものについては、その額が200万円以下のものに限り、特別に取引時確認義務の対象取引から除くこととするものであります。

この特例は、今回の台風に係る寄附による被災者の救援という公益性が極めて大きいことに鑑み特別に認めるものであります。したがって、犯罪者がこれを悪用して、犯罪収益の移転に利用することを確実に防ぐ必要があります。為替取引を扱う金融機関等においては、本規定の運用に当たり、今回の台風に係る寄附のために行われるものであること及び送金先口座が専ら寄附を受けるために開設されたものであることを厳格に確認していただくようお願いいたします。特に、公知の機関の災害義援金口座など、当該寄附が今回の台風に係る寄附に当てられることが容易かつ確実に判断できる口座を対象として運用がなされるようお願いいたします。

2 被災者の本人特定事項の確認方法の特例（附則第8条第2項関係）

本規定は、令和元年台風第19号で被災した方が本人確認書類を全て紛失するなどして正規の方法で本人特定事項の確認を行うことが困難と認められる場合に、本人確認書類が整うまでの暫定的な措置として、当分の間、申告を受ける方法により本人特定事項の確認を行うことができることとし、この場合に、本人確認書類が整った段階で、遅滞なく正規の本人特定事項の確認方法を行うこととするものです。

この特例は、今回の台風で被災した方が本人確認書類が用意できないために生活再建に必要な取引が行えないなどの事態が発生しないよう特別に認めるものであります。したがって、そのような事情がない者が本規定を犯罪に悪用するということを確実に防ぐ必要があります。特定事業者においては、本規定の運用に当たり、今回の台風で被災した方で真に本人確認書類を用意できない場合のみを対象とするため、本人確認書類を用意できない事情及び扱う取引が真に必要なかどうかをよく確認するなど格別の注意を払っていただくようお願いいたします。

なお、本規定はあくまでも特別に柔軟な確認方法を許容するものであり、特定事業者において、正規の確認方法で行うことやこれができない場合に取引を行わないことを妨げるものではありません。